

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
に定める事後開示書類
(吸収分割に関する事後開示書類)

2021 年 9 月 21 日

吸収分割に係る事後開示書類

2021年9月21日

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
株式会社アジュバンホールディングス
代表取締役 中村 豊



兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
株式会社アジュバンコスメジャパン
代表取締役 田中 順子



株式会社アジュバンホールディングス（2021年9月21日付で「株式会社アジュバンコスメジャパン」から商号変更。以下「ADJHD」といいます。）及び株式会社アジュバンコスメジャパン（2021年9月21日付で「株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社」から商号変更。以下「ADJ」といいます。）は、2021年5月11日付吸収分割契約に基づき、ADJHDを吸収分割会社、ADJを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

ADJHD及びADJが、本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項2号により開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年9月21日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

ADJHDでは、会社法第784条の2の規定に基づく請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

ADJHDでは、会社法第785条第1項の規定に基づく請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

ADJHDでは、会社法第787条第1項の規定に基づく請求はありませんでした。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本吸収分割におけるADJHDからADJへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施していません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

ADJ では、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

ADJ では、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく請求はありませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

ADJ は、会社法第 799 条の規定に基づき、2021 年 8 月 11 日付の官報により、債権者に対する本吸収分割についての異議申述公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期間内に、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

ADJ は、ADJHD から、効力発生日である 2021 年 9 月 21 日をもって、ADJHD が営む全事業（但し、ADJHD がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除く。）に関する権利義務の一切を承継しました。

なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：1,868,100 千円

承継負債の額：141,668 千円

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日

2021 年 9 月 21 日付で会社法第 923 条に基づく変更登記申請を行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上